

CCSBT 補助機関における議長に関する取決め

(第 26 回委員会年次会合 (2019 年 10 月 17 日) において改正)

序文

みなみまぐる保存委員会 (CCSBT) は、付属書 1 のとおり多数の補助機関を有している。それぞれの役割の性質上、各補助機関における議長に関する取決めは異なったものとなっている。CCSBT 26 において、拡大委員会は、CCSBT 補助機関における議長に関する取決めとして以下に合意した。

一般的な議長の選考及び任命プロセスとともに、CCSBT の補助機関及び技術作業部会について合意された議長に関する取決めを以下に示した。

補助機関の議長は、雇用状況又は国籍にかかわらず、常に独立的にふるまうことが期待されている。CCSBT 補助機関について合意された議長に関する取決めは下表のとおりである。

補助機関

科学委員会及び拡大科学委員会

任命権者	拡大委員会が議長を任命する
任期	3 年
再任	2 回まで
独立性	議長は、任命の時点において、又は契約期間を通じて CCSBT メンバー国政府の公務員であってはならない。ただし、メンバーがメンバー国の国民である個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く。

遵守委員会

任命権者	拡大委員会が議長を任命する
任期	3 年
再任	2 回まで
独立性	議長は、任命の時点において、又は契約期間を通じて CCSBT メンバー国政府の公務員であってはならない。ただし、メンバーがメンバー国の国民である個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く。

生態学的関連種作業部会

任命権者	拡大委員会が議長を任命する
任期	最低 2 回の ERSWG 会合 (通常、会合は 18-24 ヶ月ごとに開催されることに留意)
再任	2 回まで
独立性	議長は、任命の時点において、又は契約期間を通じて CCSBT メンバー国政府の公務員であってはならない。ただし、メンバーがメンバー国の国民である個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く。

遵守委員会作業部会及び遵守技術作業部会

任命権者	遵守委員会議長としての契約のとおり、対応可能な場合は遵守委員会議長が遵守委員会作業部会及び遵守技術作業部会の議長を務める。
任期	遵守委員会議長と同様
再任	遵守委員会議長と同様
独立性	遵守委員会議長と同様

財政運営委員会

任命権者	財政運営委員会会合の開始前に、拡大委員会が議長を選出する
任期	各年
再任	可（再任の回数制限なし。拡大委員会が会合の都度、議長選出に合意することに留意）
独立性	メンバー国の代表団員も可

戦略・漁業管理作業部会

任命権者	拡大委員会が別の決定を行わない限り、開催国が議長を任命する。
任期	会合ごと
再任	可（再任回数の制限なし。拡大委員会が別の決定を行う可能性があることに留意）
独立性	メンバー国の代表団員も可

技術作業部会

独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める単位漁獲努力量あたり漁獲量に関する作業部会、及びオペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合は、拡大科学委員会に付属する高度に技術的な作業部会である。これらの作業部会は、CCSBTの条約の下に設立されたものではなく、また拡大委員会によって設置されたものでもない。これらの作業を進めるに当たっての独立科学諮問パネルの関与は、拡大科学委員会のプロセスにおいて極めて重要であった。

単位漁獲努力量あたり漁獲量に関する作業部会

議長	独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める
任期	定められていない
再任	定められていない
独立性	独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める

オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合

議長	独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める
任期	定められていない
再任	定められていない
独立性	独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める

議長の選考及び任命プロセス

補助機関の議長の選考及び任命に関する一般的なプロセスは以下のとおりである。

1. 事務局が、回章を通じて（又は必要な場合は会合において）プロセス及び時期を確認する
2. 事務局が、回章を通じて（及び適当な場合は公募により）候補者を求める
3. 事務局が、メンバーによるランク付けを受けるため、候補者の応募書類を配布する
4. 事務局が、投票を集計する
5. 当選者が特定される
6. メンバーが当選者の通知を受領する

CCSBT 補助機関の構成

